

## 暴力団員等による新潟市への不当要求行為等対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暴力団員等による本市の行政及び職員に対する不当要求行為等に対し組織として毅然と対応するとともに、不当要求行為等の未然の防止に万全を期すため、全庁的な体制を整備することにより公務の円滑かつ適正な執行を確保し、もって市民に信頼される公平かつ公正な行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不当要求行為等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 暴力行為その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 脅迫又はこれに類する行為
- (3) 正当な理由なく職員に面会を強要する行為
- (4) 乱暴な言動により職員に身の安全に対する不安を抱かせ、又は作為的に著しい不快感を与える等の行為
- (5) 正当な権利行使を装って、社会常識を逸脱した手段により、機関誌、図書等の購入を要求し、事業の変更、中止等を要求し、金銭若しくは権利を要求し、又は特定の第三者に有利となるような事項を要求する行為
- (6) 正当な手続によることなく作為又は不作為を求める行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の施設等の保全及び秩序の維持並びに市の業務の執行に支障を生じさせる行為

(委員会の設置)

第3条 不当要求行為等への対策を統括するため、新潟市不当要求行為等対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等に関する情報交換及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 不当要求行為等に関する対応方針及び事後措置に関すること。
- (3) その他不当要求行為等に関する対策について市長が必要と認める事項

(委員会の組織等)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）第17条に規定する部長（前号に掲げる者を除く。）のうち別表に定める者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の43第1項に規定する本市における区長のうち別表に定める者

- (4) 消防局長
- (5) 教育委員会事務局教育次長のうち別表に定める者
- (6) 水道局総務部長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部長を、副委員長は別表に定める者とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

7 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(不当要求行為等防止責任者)

第6条 不当要求行為等に対応し、及び不当要求行為等に関する情報の収集を行うため、不当要求行為等防止責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、政策調整課長、市民生活課長、文化政策課長、環境政策課長、福祉総務課長、産業政策課長、都市計画課長、総務課長、行政経営課長、人事課長、市民病院管理課長、消防局企画人事課長、水道局総務課長、教育委員会教育総務課長、議会事務局総務課長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び区役所地域総務課長（東区役所、中央区役所及び西区役所にあつては総務課長）をもって充て、各部局区内の事案について総括し、必要に応じ所属長へ助言を行う。

3 市長は、前項に規定された責任者を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する責任者として新潟県公安委員会に届け出るものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、不当要求行為等を受けたときは、これを拒否しなければならない。

2 職員は、相互に協力して不当要求行為等の予防及び排除に努めなければならない。

(不当要求行為等の発生時の措置)

第8条 職員は、不当要求行為等を受けたとき又はその事実を知ったときは、直ちに所属長に報告するとともに、必要に応じて関係機関への通報その他の必要な措置を講じなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けたとき又は不当要求行為等が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、責任者の助言を受けて職員の安全の確保等の緊急的な措置を講ずるとともに、不当要求行為等発生連絡票（別記様式）により委員会へ報告しなければ

ばならない。

(不当要求行為等の対応)

第9条 不当要求行為等に対しては、次に定めるところにより対応するものとする。

- (1) 責任者及び所属長を含む複数の職員で対応する。ただし、対応に急を要する場合その他複数の職員で対応することができない事情がある場合は、この限りでない。
- (2) 別に定める対応方針に従って対応する。ただし、対応方針が定められていないとき又は対応方針に定めのない事項で急を要する事態が生じたときは、必要と認められる措置を講ずる。
- (3) 毅然とした態度で冷静に対応し、その内容を記録する。

2 不当要求行為等に対応したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、対応の内容について委員会に報告しなければならない。

- (1) 対応した職員に所属長が含まれる場合 速やかに所属長が部長等を経て報告する。
- (2) 対応した職員に所属長が含まれない場合 速やかに対応した職員が所属長及び部長等を経て報告する。
- (3) 前項第2号ただし書の規定により必要と認められる措置を講じた場合 直ちに対応した職員（対応した職員に所属長が含まれる場合にあつては、所属長）が直接報告する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

## 新潟市不当要求行為等対策委員会

肩 書	委員会を構成する者	
委員長	総務部長	
副委員長	文化スポーツ部長	左記部長持ち回り (年度ごと)
	政策企画部長	
	財務部長	
	市民生活部長	
副委員長	福祉部長	左記部長持ち回り (年度ごと)
	環境部長	
	経済部長	
	農林水産部長	
	都市政策部長	左記部長持ち回り (年度ごと)
	建築部長	
	土木部長	
	下水道部長	
	北区～江南区	左記区長持ち回り (年度ごと)
	秋葉区～西蒲区	左記区長持ち回り (年度ごと)
	消防局長	
	教育委員会事務局教育次長	学校管理及び生涯学習を 担当する者
	水道局総務部長	
	計 9名	

別記様式（第8条関係）

暴力団員等による不当要求行為等発生連絡票

年 月 日作成

報告所属長	(所属)	(職)	(氏名)	(内線)
対 応 職 員	(所属)	(職)	(氏名)	(内線)
	(所属)	(職)	(氏名)	(内線)
	(所属)	(職)	(氏名)	(内線)
	(所属)	(職)	(氏名)	(内線)
	(所属)	(職)	(氏名)	(内線)
発 生 日 時	年 月 日	午前・午後	時 分	から
	年 月 日	午前・午後	時 分	まで
発 生 場 所				
相 手 方 住所, 氏名, 連 絡 先 等				
不 当 要 求 行 為 等 の 概 要				
対 応 状 況				
参 考 事 項				

参 考

不当要求行為等防止責任者が所管する範囲

責任者	所管範囲
政策調整課長	政策企画部
市民生活課長	市民生活部，危機管理防災局
文化政策課長	文化スポーツ部，観光・国際交流部
環境政策課長	環境部
福祉総務課長	福祉部，こども未来部，保健衛生部
産業政策課長	経済部，農林水産部
都市計画課長	都市政策部，建築部，土木部，下水道部
総務課長	総務部，財務部，会計課，秘書課
市民病院事務局管理課長	市民病院
消防局企画人事課長	消防局
水道局総務課長	水道局
教育委員会事務局教育総務課長	教育委員会
議会事務局総務課長	議会事務局
選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会（区選管含む）
人事委員会事務局長	人事委員会
監査委員事務局長	監査委員
農業委員会事務局長	農業委員会
区役所地域総務課長（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては総務課長）	各区役所